

時事新報

第二千八百四十五號
明治三十三年十一月廿一日(丙午)
舊曆庚寅十月十日
日 出 午前六時三十分
入 午後四時三十分
月 出 午後一時三十分
入 午前十一時三十分
西曆一千八百九十年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一ヶ月休刊セス其代價
 運送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 枚二角 一月前金五十圓 三月前金一圓五十圓 六月前金三圓
 一 枚二角 一月前金五十圓 三月前金一圓五十圓 六月前金三圓
 ○時事新報社ニ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
 一月十五圓ノ運送料ヲ申付
 時事新報廣告料前金

一行五圓 活字在四角 一日限 六日以上 七日以上
 一行 二 付 十二 日 十一 日 十 日 五 日

時事新報

宜しく政費削減案の第一案たるべし

帝國議會開議の日已に迫りて、民間各政黨の政務調査
 亦漸々忙しきに似たり、聞く所に據れば調査の第一要
 義は冗費を廢し冗務を省き政費を削減するにありて其
 考案も一ならず、或は文部省を廢して内務省の一局と
 爲し選信の事務を農商務に合して一省と爲すが如き名
 義大策も皆な夫々に取調べ相運び居るよしなればい
 一、議會開議の日には定めて花々しき舌戦もあると
 なるべし併し今日の事情より考ふるに此等の大策名義は
 總令へ國家の利益たる可きにもせよ之れを實施せんと
 するには種々の異論反對に逢ふて意の如くならざるも
 ともある可ければ差向きの處は手近かなる小削減の實
 施し易きものより着手する方却て捷徑ならんと我輩の
 信する所なり例へば政府が明治十年第十五國立銀行
 より借入れたる彼の証書費の返却成分を執行するが如き
 は此の類にして事甚だ簡單にして國庫に利する所は決
 して少ならず抑も証書費借入の由來は明治十年西南
 戰爭の際、軍費多端にして國庫の出入相償はざるよ
 り第十五國立銀行と特約を結び同行の營業年限を期限
 とし年利五分にて一千五百萬圓を借用したるものによ
 り後續國債の一科目として年々七十五萬圓の利子を拂
 ひ來りしが明治十六年度に至り元金の内五百萬圓を償
 却して一千萬圓に減じたると同時に此一千萬圓に對す
 る利子の割合を七分五厘に引上げ元金は已に五百萬圓
 を返却したるに拘らず利息は以前の如く矢張七十五萬
 圓宛と支拂ひ向は今日に持歸するものありと云ふ故に
 今茲國債條例に據りて新に五分利付の公債一千萬圓
 を發行して十五國立銀行の借金を一時に返却する時は利
 子高低の差二分五厘の精算にて國庫は自今年々二十五
 萬圓の負擔を免かるゝとを得べし少からざる節儉な
 りと云ふべし、且夫れ政府が十五國立銀行に對して斯
 くまでに寛大の約束したるは此証書費を借用したるが
 爲り國債を償還し得たりとて其功に報ゆるの意なりし
 か又又他に無難事情ありしか其邊は知る可らずと雖も
 天下一般に行はるゝ金銀の割合に比して政府の負債た
 る一千萬圓の大倉に年七分五厘の利子とは理財上の鉤
 合を考ふるものにあらざる況んや其利子も前に五分に
 して後に七五分厘に増したりとありてはいよく過

分の沙汰と云はざる可らず云々とは當時喧しき世論
 りしのみならず其後明治十九年十月政府は整理公債條
 例を發布し之に依りて六分利以上の諸公債を償却し國
 債の利子を都て五分に引下げんとの政策を實施したる
 に際し世人は証書費を整理公債の第一番なれと思ひ
 しに金銀公債の整理は無慮數千萬圓に達しなから証書
 費は依然として返附の沙汰なきより隨分物論もありし
 程の次第あれば今日斷じて其返附を實行するに於ては
 其功當に政費を削減するのみに止らず亦以て大に議會
 の公明偏頗なきよとを世に表章するに足るべし
 人或は云く証書費の貸借間には自ら軍功の意味あるが
 故に尋常一様の公債と同一に處分するは情に於て忍び
 難しとの説あれども此種の事例は一にして足らず例へ
 ば維新の功臣に賜はりたる賞典も今は公債證書と變
 じて已に既に整理せられたるもの少からず又人情を
 以て論すれば整理公債條例の實行に際して第一番に整
 理の處分を受けたる金銀公債證書は更に一層忍ぶ可ら
 ざるものあるが如し即ち同證書は元と舊藩の士族に
 授けたるものにして爾來買賈少からず雖も今尙士族
 の之に依頼するもの多きのみならず中には寡孤無頼に
 して勤勞に堪へず所有の公債證書を唯一無二の資産と
 して僅に生命を繋ぐもの一朝にして利子の減少に逢
 ひ恰も身を削らるゝの慘狀に陥るにも拘らず政府は
 財政整理の爲めにとて七分利に易るに五分利を以てし
 て會て憚る色なき其反對に日本國中富貴の最上位に
 居る華族に向ては特に高利を拂ひ其理由を問へば人情に
 忍びずと云ふ貧窮に薄くして富大に厚きが如し我輩の
 感服せざる所のものなり

官報

○通信省令第二十二號
 電話交換規則第三條第三項及第十三條ノ通改正ス
 明治三十三年 通信大臣伯爵後藤兼二郎
 十一月二十日

一、規定ノ時間ニ於テ電報機受ノ爲メ郵便電信局又ハ電信局ト直
 接ノ電話通信
 第十三條 電話交換局アル市外ニ電話機ヲ設置スルモノ及一八ノレ
 同一ノ家庭又ハ地所内ニ於テ同一ノ回線中ニ二箇以上ノ電話機又ハ電
 話機ノ外ニ電話機ヲ設置スルモノハ第一條第一項ノ外ニ左ノ料金を增加
 スルニ依リテ之ヲ決定スルモノトシテ之ヲ決定スルモノトシテ之ヲ決定
 一、市外ノ電話機ノ設置料ハ其市外ノ境界ヲ去ル三町立
 毎ニ一圓年料金を三圓
 二、二箇以上ノ電話機ヲ設置スルモノハ一圓ヲ除キ其後一圓毎ニ一圓
 年料金を加ス
 三、別ニ定メテ設置スルモノハ一圓毎ニ一圓年料金を加ス
 通信省令第二十二號
 通信省令第七號電話交換規則(明治三十三年四月十九日)抄録
 第三條 規定ノ時間ニ於テ電報機受ノ爲メ郵便電信局又ハ電信局ト直
 接ノ電話通信
 第十三條 電話交換局アル市外ニ電話機ヲ設置スルモノ及一八ノレ
 同一ノ家庭又ハ地所内ニ於テ同一ノ回線中ニ二箇以上ノ電話機又ハ電
 話機ノ外ニ電話機ヲ設置スルモノハ第一條第一項ノ外ニ左ノ料金を增加
 スルニ依リテ之ヲ決定スルモノトシテ之ヲ決定スルモノトシテ之ヲ決定
 一、市外ノ電話機ノ設置料ハ其市外ノ境界ヲ去ル三町立
 毎ニ一圓年料金を三圓
 二、二箇以上ノ電話機ヲ設置スルモノハ一圓ヲ除キ其後一圓毎ニ一圓
 年料金を加ス
 三、別ニ定メテ設置スルモノハ一圓毎ニ一圓年料金を加ス

官報

○日本蓮花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露館の幹事吉田道氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本名を稱する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらざるも英人は日本

の蓮花を愛するものと
 ○府縣制及び郡制の
 も亦各顧問に喧
 しと豫想せらるゝ
 顧問の間に曰く
 して不完全なる條
 は施行し能はざる
 置き其間に臨く地
 る後に實施する事
 ては兎に角同制の
 ほどの考案あるが
 重なるもの之を
 の撰定は市に在り
 長とし郡に在りて
 とし左の規定に依
 ざるものとする云々
 如く撰定權を有す
 少數なる市都會議
 長の面前に於て之
 限せられたる極め
 害を生じ人民一般
 る可し殊に恐る可
 かるが右の如く市
 堂に集り其面前に
 不肖の間に官吏の
 恐れおそに非ず加
 撰定人少數のとき
 るに僅々二十三名
 が會同して之が撰
 定するに至らんと
 するに至らんとす
 の撰定に勝を得ん
 會議員撰定の際に
 するに爲し置か
 争の餘波は延て市
 動搖更に數層の激
 なるものは又郡制
 るが如く郡内の町
 以上上の地位を有
 る議員を以て之を
 撰定に於て自負自
 すれば宜しく先づ
 多數を有る置か
 早く一着の勝を制
 會議員の競争を爲
 より之を始めるに
 には遠く町村會
 く順序を追て競争
 にも郡會議員の撰
 を得せしむる事能
 至らざるに此種
 の現情に適合せざる
 を得ずして修正
 是非とも初期の
 改正を加へたる上
 顧問の意見を